

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公開番号】特開2013-89281(P2013-89281A)

【公開日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-023

【出願番号】特願2012-224990(P2012-224990)

【国際特許分類】

G 11 B 21/21 (2006.01)

G 11 B 21/10 (2006.01)

【F I】

G 11 B 21/21 C

G 11 B 21/10 N

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶装置用のサスペンションアセンブリであって、
ベースプレートと、

前記ベースプレートに可動に取付けられ、回転中心を中心として回転するよう適合された可動部とを含み、

前記可動部は、前記ベースプレートにかかる1つ以上の慣性負荷が最小限に抑えられるよう、前記回転中心の近くに質量中心を有するよう適合されている、サスペンションアセンブリ。

【請求項2】

前記可動部に取付けられた釣合い錘をさらに含む、請求項1に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項3】

前記釣合い錘は、前記回転中心と前記ベースプレートとの間の位置で前記可動部に取付けられる、請求項2に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項4】

前記可動部の上端はトランスデューサヘッドに取付けられ、前記上端は、前記ベースプレートと比べ、前記回転中心の反対側にある、請求項2に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項5】

前記質量中心は、前記回転中心に位置している、請求項1～4のいずれか1項に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項6】

前記ベースプレートは、アクチュエータームに可動に取付けられるよう適合されている、請求項1～5のいずれか1項に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項7】

前記可動部は、複数のアクチュエータによって制御される、請求項1～6のいずれか1項に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項 8】

前記アクチュエータは、圧電アクチュエータである、請求項7に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項 9】

前記アクチュエータは、前記回転中心と前記質量中心との間に位置している、請求項7に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項 10】

前記釣合い錘は、前記アクチュエータアームに印加される組合された慣性負荷がゼロとなるような位置で前記可動部に取付けられる、請求項6に記載のサスペンションアセンブリ。

【請求項 11】

アクチュエータアームの運動を制御するよう適合されたサーボコントローラと、

前記アクチュエータアームに取付けられたサスペンションアセンブリとを含み、

前記サスペンションアセンブリは、その質量中心の近くにその回転中心を有するような態様で設計される、記憶装置。

【請求項 12】

前記サスペンションアセンブリは、前記サスペンションアセンブリの可動部に取付けられた釣合い錘をさらに含む、請求項11に記載の記憶装置。

【請求項 13】

前記釣合い錘は、前記アクチュエータアームに印加される組合された慣性負荷がゼロとなるような位置で前記可動部に取付けられる、請求項12に記載の記憶装置。